



2022(令和 4)年 4 月 1 日

ローカルルール

西コース

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ペナルティーエリア内の構築物ならびに 1 番ホールティーイングエリア側面の木柵は「コースと不可分の部分」とする。
4. 球が修理地の上にあるかそれに触れている場合、または修理地がプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の妨げとなる場合は、その個所からのプレーを禁止する。
この場合は、規則 16-1 b,c,d による救済を受けなければならない。
本項の違反の罰は、マッチプレーではそのホールの負け、
ストロークプレーでは 2 打。
5. 球がジェネラルエリアにあり、動かさない障害物（スプリンクラーヘッドなど）が
 - (1) 球とホールの間のプレーの線上にあり
 - (2) そのパッティンググリーンから 2 クラブレンジス以内であり
 - (3) 球から 2 クラブレンジス以内にある場合は、規則 16-1 b に基づいて救済を受けることができる。
6. コールオン及び昼食による競技の中断はプレーヤーの判断により行うことができる。
7. 16 番ホールに於いて、第 1 打がイエローペナルティーエリアに入った場合、前方のドロップゾーンより第 3 打としてプレーをすることができる。
8. 本ローカルルール及び臨時ローカルルールに定めのない事項は、日本ゴルフ協会のゴルフ規則による。

競技委員会